

事務局説明資料(金融庁提出法案について)

2023年9月15日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

I. 金融庁提出法案の概要	P 2
II. ご議論いただきたい事項	P 6

I. 金融庁提出法案の概要

II. ご議論いただきたい事項

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、「顧客本位の業務運営・金融リテラシー」、「企業開示」等に関する制度を整備

顧客本位の業務運営・金融リテラシー

- 成長の果実が家計に分配されるという「資金の好循環」を実現し、家計の安定的な資産形成を図る観点から、以下の取組を実施

顧客本位の業務運営の確保

- 最終的な受益者たる金融サービスの顧客や年金加入者の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行**すべきである旨の義務を、**金融事業者や企業年金関係者**に対して幅広く規定
- **顧客属性に応じた説明義務を法定**するとともに、顧客への**情報提供におけるデジタル技術の活用**に関する規定を整備

金融リテラシーの向上

- 資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するため、「**基本方針**」を策定
- 利用者の立場に立って、金融経済教育を広く提供するため、「**金融経済教育推進機構(仮称)**」を創設
 〔業務〕金融経済教育の教材・コンテンツの作成、
 学校や企業等への講座の展開、個人に対する個別相談等
 〔形態〕認可法人
 〔役員〕理事長(1人)、理事(3人以内)等
 〔ガバナンス〕運営委員会(委員、理事長、理事)を設置、金融庁が認可・監督
 (参考)上記のほか、機構は、資産形成等に係る相談・助言を容易に受けられる環境を整備

企業開示

- 非財務情報の開示の充実に向けた取組(注1)と併せて、企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の**四半期報告書を廃止**(注2)
 (注1)府令改正によりサステナビリティ情報の開示の充実を図る
 (注2)第1・第3四半期の開示については、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化
- **半期報告書、臨時報告書の公衆縦覧期間(注)を5年間(課徴金の除斥期間と同様)に延長**
 (注)現行の公衆縦覧期間は、半期報告書3年、臨時報告書1年

その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策

- **ソーシャルレンディング(注)等を行う第二種金融商品取引業者**について、投資家に適切な情報提供等が行われなかった事例を踏まえ、**運用報告**に関する規定を整備
 (注)インターネットで集めた出資を企業に貸し付ける仕組み
- **不動産特定共同事業契約(注)をトークン(デジタル)化する動き**が見られていることを踏まえ、他の電子記録移転権利と同様、当該トークンに**金融商品取引法のルールを適用**
 (注)出資を募って不動産で運用し、収益を分配する仕組み
- 金融商品取引業者等の**ウェブサイト**において、営業所に掲示する**標識**と同内容の**情報公表を義務付け**
- 虚偽の財務書類の開示を行った企業等に対する課徴金納付命令に係る**審判手続のデジタル化**

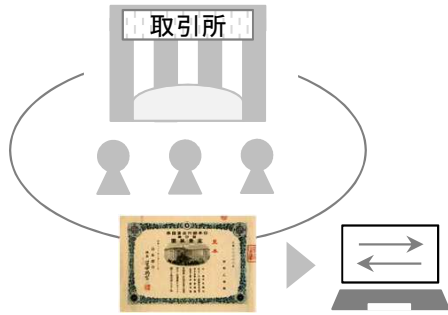
I 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための 社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

デジタル化など資本市場を取り巻く環境が変化中、資本市場の効率化及び活性化を図るため、「**デジタル化への対応**」、「**スタートアップの上場日程の期間短縮**」に関する制度を整備

デジタル化への対応

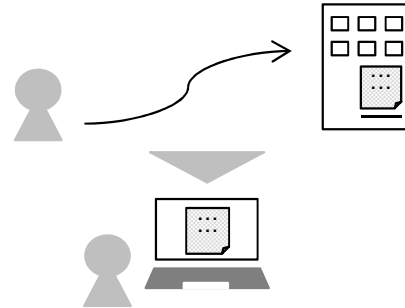
- 取引所に上場している有価証券の中で唯一デジタル化されていない**日銀出資証券のデジタル化**
【改正内容】

- 日銀出資証券を含む特別法人出資証券を振替制度の対象に追加



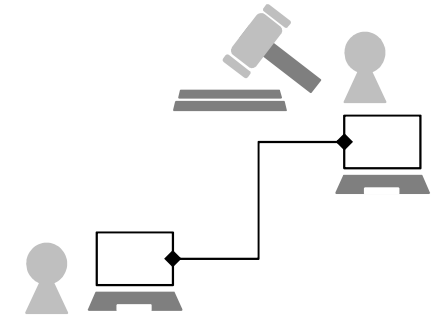
- 投資法人、特定目的会社、有限責任監査法人**登録簿等**(項目例: 役員や営業所等の情報)の**インターネット公表**
【改正内容】

- インターネット公表に際して、個人情報(役員の住所)を除くための規定を整備



- 財務書類の虚偽証明等を行った公認会計士等に対する課徴金納付命令に係る**審判手続のデジタル化**
【改正内容】

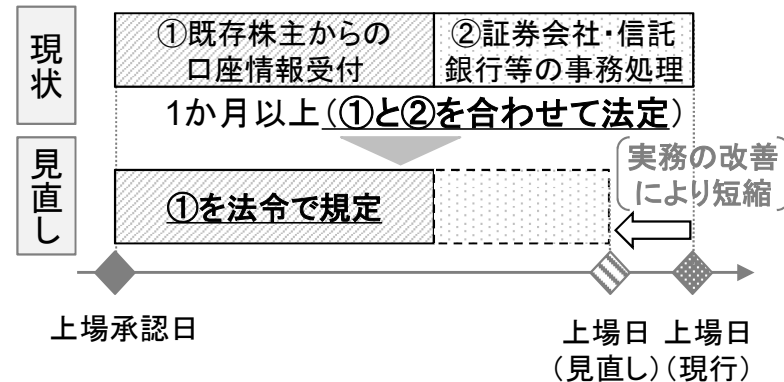
- オンラインによる送達・申立て、オンライン会議による審判手続、事件記録の電子化



スタートアップの上場日程の期間短縮

- スタートアップ企業が上場する際、公開価格がより適切に決定されるようにするため(注)、振替法により**1か月以上と法定されている上場承認日から上場日までの期間**について、株主保護を図りつつ、実務の改善による**短縮を可能とする見直し**

(注) 上場承認日から上場日までの期間の価格変動リスクが公開価格に織り込まれ、期間が長いとより公開価格が低く設定されるとの指摘

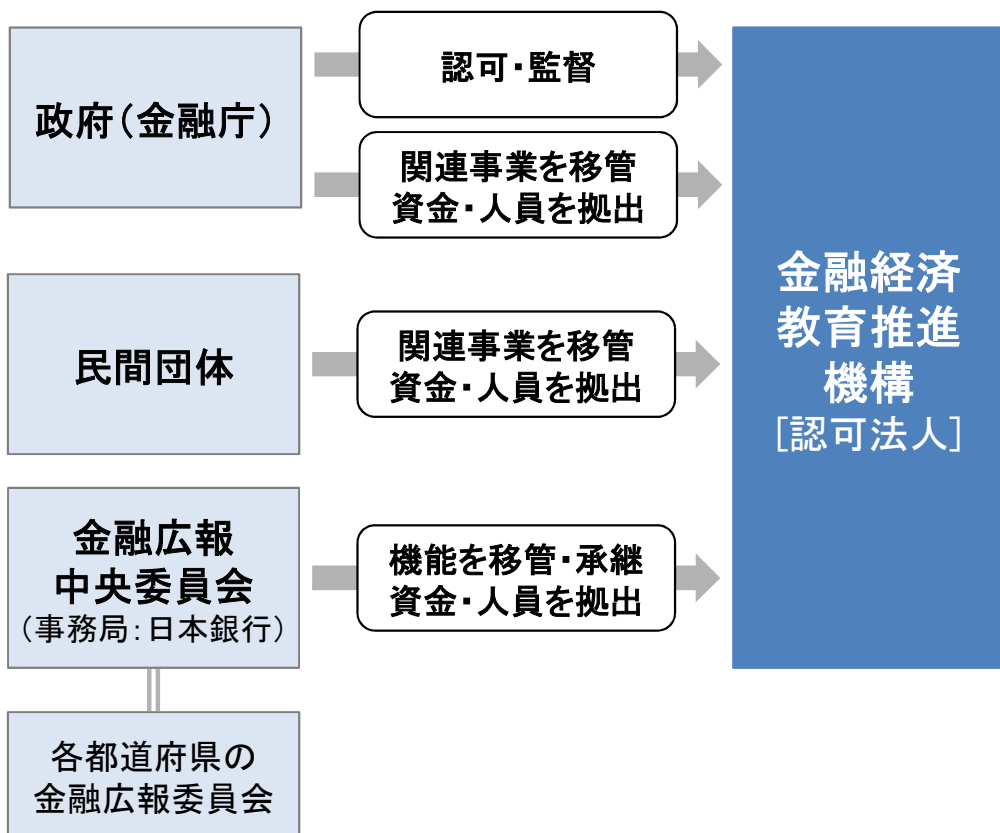


※その他、2006年、社債、株式等の振替に関する法律第12条第2項を改正する際に、併せて手当てする必要があった同法第48条の規定について、所要の整備を実施

金融経済教育推進機構の概要

- 関連法案が国会で成立・施行された場合には、新たな認可法人となる「金融経済教育推進機構」を2024年春に設立、同年夏に本格稼働させられるよう準備を進めていく予定。

イメージ



(注) 新たな経営陣の下で決定される事項ではあるが、想定される機構のイメージとしては、役職員数が約70名、年間の予算規模は約20億円であり、うち9割以上は民間からの拠出金。

機構における取組み

① 顧客の立場に立ったアドバイザーの普及・支援

中立的立場にある機構において、特定の金融事業者・金融商品に偏らないアドバイスを行うアドバイザーを認定・支援し、顧客が**気軽に相談できる環境を整備**。

② 金融経済教育活動の重複排除・抜本的拡大

官民一体で設立する新組織によって、官民の様々な主体による活動の重複を解消。それぞれが蓄積してきたノウハウを集結させ、**企業の雇用者向けセミナーや学校の授業への講師派遣事業を全国において拡大**。

③ 金融経済教育の質の向上

機構において、**認定アドバイザー向け養成プログラムを提供**。官民の各団体が有するノウハウを結集し、分野横断的な教育を行えるよう、アドバイザーの知識習得の機会を担保。

④ 教材・コンテンツの充実

官民の各団体が有するノウハウを結集し、**幅広い分野を横断的に網羅した教材を開発・周知**。例えば**金融トラブル分野における最新事例を網羅**できるよう、タイムリーな更新を行い、教育効果を向上。

⑤ 個人の悩みに寄り添ったアドバイスの提供

機構において、**認定アドバイザーによる「家計管理」「ライフプラン」「資産形成」等に関する個別相談を実施**し、個々の状況に応じたアドバイスが得られる環境を整備。

⑥ 調査・統計を踏まえた戦略的な教育の展開

教育活動の目標やKPIを設定するほか、金融経済教育を受けた方の意識や行動変容の状況を含む実態調査を実施。**PDCAサイクルの中で、戦略的な教育のあり方を継続的に追求**。

I. 金融庁提出法案の概要

II. ご議論いただきたい事項

- 金融経済教育推進機構が、国全体として、中立的立場から金融経済教育の機会提供に向けた取組みを具体的に進めていく際には、どのような点に留意すべきか。また、機構の教育活動を抜本的に拡充するためには、地方を含めて「学びの場づくり」に取り組むことが重要であるが、企業の雇用者向けセミナーを広く支援・促進する場合、どのようなステークホルダーとの連携を追求すべきか。その他に、「学びの場づくり」に向けて、どのような取組みを進めていくべきか。
- 上記のほか、金融庁提出法案が成立した場合の施行に向け、顧客に対する書面デジタル化の周知方法を含め、どのような点に留意して進めていくべきか。